「筑西市地産地消推進店」募集要項

1 目的

市内産農産物を積極的に取り扱う飲食店、小売店及び直売所を「筑西市地産地消推進店」(以下「推進店」という。)として認定することで、地産地消の取組を広く周知し、市内産農産物の生産振興、消費の拡大及び市民一人ひとりの地元産農産物に対する誇りと愛着心の醸成を図ることを目的とします。

2 申請方法

申請書を市にご提出ください。

■受付時間:月~金曜日 午前8時30分~正午、午後1時~5時15分 (休日、祝日、年末年始を除く)

■提出方法:持参又は郵送

■申請書の配布:市のホームページから申請書類をダウンロードしてご利用ください。 また、農政課窓口で直接お渡しすることも可能です。

3 申請受付期間 随時受付

4 認定の決定等

市において申請書の内容を審査し、認定基準を満たすときは推進店として認定します。推進店として認定された場合、認定証及びのぼり旗を交付します。

5 認定基準

推進店の認定を受けるためには、次の認定基準に該当する必要があります。

【 共通事項 】

- (1)地産地消の推進に協力し、市内産農産物等を積極的に活用・PRし、かつ、今後もその取り 組みを進めていこうという意欲があること。
- (2)市が実施する地産地消関連事業に積極的に協力すること。
- (3)推進店であることを市のホームページや広報紙、パンフレット等で紹介されることを承諾すること。
- (4)食品衛生法(昭和22年法律第233号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)その他関係法令を順守すること。
- (5) 筑西市暴力団排除条例(平成24年条例第1号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員でないこと並びにこれらのものと密接な関係がないこと。

【 飲食店個別事項 】

- (1)1年のうち概ね8月以上、市内産農産物等を使用した料理等を提供すること。
- (2)市内産農産物等を使用する料理等について、使用する市内産農産物等をメニュー表や掲示板等で分かりやすく表示すること。

【 小売店個別事項 】

- (1)市内産農産物等であることを消費者に分かりやすく表示すること。
- (2)1年のうち概ね8月以上、市内産農産物等を販売すること。

【 直売所個別事項 】

- (1)市内産農産物等であることを消費者に分かりやすく表示すること。
- (2)市内産農産物等を量的又は金額的に概ね5割以上販売すること。

6 市による認定店のPR等

市は次の方法により推進店のPRを行い店舗利用促進を図ります。

- (1)広報誌、市公式HP、市公式SNS等による情報発信
- (2)市が実施するイベント等における情報発信

7 認定期間

認定期間は、認定日の属する年度の3月末日までとします。

ただし、認定の辞退の申出が無い場合は、再認定の申請があったものとみなし、翌年度も認定期間が継続するものとします。

8 実績報告

推進店の認定を受けた店舗は、毎年度の末日までに活動の実績を報告する必要があります。実績の報告がない場合、翌年度の認定ができませんので必ずご提出ください。

9 認定の辞退

認定の辞退を行う場合は、地産地消推進店辞退届を提出してください。

10 認定の取り消し

次の事項のいずれかに該当するときは認定を取り消すことがあります。

- (1)認定基準を満たさなくなったとき。
- (2)偽りその他不正の手段により認定を受けたとき。
- (3)その他認定することが不適当と認める事実があったとき。

11 情報管理等

申請書に記載された情報は、認定審査以外の目的には使用しません。ただし、推進店となった場合は、市、その他関係機関が発行する紙媒体やウェブ媒体等に店舗情報を掲載

することがあります。

お問い合わせ

〒308-8616 筑西市丙360 筑西市役所経済部農政課販売戦略グループ

TEL:0296-20-1161 FAX:0296-20-1186

Eメール: nousei@city.chikusei.lg.jp